

掲 示

黒部河川事務所直轄砂防区域（櫛平地区）の 災害時等支援業務に係る技術資料の公募について

標記について、下記により技術資料を公募する。

なお、技術資料が提出されても、記２．の「技術資料の提出を求める対象者」以外の者及び記３．（３）－１）の「欠格要件」のある者については、協定締結の相手方として指名しないものとする。また、多数の応募者がある場合は、記３．（３）－２）の「技術的要件等」を審査して、協定締結の相手方として指名しないことがある。

平成２５年２月２８日

北陸地方整備局 黒部河川事務所長

竹 内 正 信

記

１．業務概要

- （１）業 務 名 黒部河川事務所直轄砂防区域（櫛平地区）の災害時等支援業務
- （２）業務場所 黒部河川事務所直轄砂防区域管内（櫛平地区）
- （３）業務内容 本業務は、黒部河川事務所直轄砂防区域（櫛平地区）の災害時等支援業務に係る協定を締結する場合の相手方を公募するものである。
- （４）履行期間 平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日まで

２．技術資料の提出を求める対象者

次の全ての条件を満たす単体企業であること。

- （１） 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （２） 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成２５年度・２６年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、測量業務、地質調査業務及び土木関係建設コンサルタント業務に係る申請をしていること。
なお、平成２５年４月１日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の測量業務、地質調査業務及び土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。
- （３） 有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写

し

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記書類を提出している者を除く。)

(5) 同種業務の実績

① 平成10年度以降に元請として完成した業務において、北陸地方整備局又は都道府県が発注した測量業務又は地質調査業務の実績を有していること。(再委託による業務の実績は含まない)

② 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第361号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

③ 北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)の平成22年度～23年度に完了した全業務の平均評価点が、60点以上であること。

なお、当該期間の北陸地方整備局発注業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。

(6) 技術資料の提出期限日から協定締結の時までの期間に、北陸地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 富山県内に本店又は支店、営業所(以下、事業所という。)のいずれかを有していること。

「支店、営業所」とは、北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く)における平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格申請書「様式3」に記された支店等営業所とし、学校教育法による大学、高等専門学校及び高等学校において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者または同等程度以上と認められる者(以下、技術者)が常駐(常に1名駐在)している支店営業所等とする。

技術者は、協定締結者と直接的雇用関係がある者とする。

登録(支援)可能な技術者は、出動要請があった時から2時間以内に黒部河川事務所に到着できる者とする。

本要件を支店又は営業所で満たし協定締結者となった場合は、指名通知後、協定締結前に下記資料を提出するものものとする。

なお、下記資料で常駐が確認できない場合は、追加資料を求める場合がある。

- ・ 上記専攻科の卒業を証明するもの(卒業証明書【写】等)又は技術者と判断できる資格等を記載した履歴書
- ・ 技術者と落札者の直接的雇用関係を証明するもの

- ・ 住民票（現住所が住民票と異なる場合は、現住所建物の賃貸契約書【写】又は公共料金の領収書【写】）
- ・ 入札前3ヶ月分の出勤簿【写】又はタイムカード【写】等
- ・ 入札前3ヶ月分の公共料金（水道、電気料金）の領収書【写】

（９） 技術者の資格等

それぞれの業務に応じた、いずれかの資格等を有した技術者が１人以上いること。
なお、１人で複数の業務の資格等を有していてもよい。

① 測量業務

- ・ 測量士（※１人以上は必須条件）
- ・ 測量士補（※普通作業員として登録する場合はなくてもよい。）

② 地質調査業務

- ・ 技術士（総合技術管理部門－応用理学）
- ・ 技術士（応用理学部門）
- ・ 地質調査士
- ・ RCCM（地質又は土質及び基礎）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・ 斜面判定士

③ 建設コンサルタント業務

- ・ 技術士（総合技術管理部門－建設）
- ・ 技術士（建設部門）
- ・ １級土木施工管理技士
- ・ RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

３．技術資料の作成及び提出

（１） 技術資料作成要領の入手方法

交付方法： 次の交付場所・交付期間に資料を交付する。

交付場所： 北陸地方整備局 黒部河川事務所 **調査・品質確保課**

〒９３８－００４２ 富山県黒部市天神新１７３

電話 ０７６５－５２－４６８６ 内線３５１

交付期間： 平成２５年２月２８日（木）から平成２５年３月１５日（金）までの午前９時から午後４時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は交付しない。

（２） 技術資料の作成及び提出方法

技術資料作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成する。

受付期間： 平成２５年３月１１日（月）から平成２５年３月１８日（月）までの休日を除く午前９時から午後４時までとする。

受付場所： 北陸地方整備局 黒部河川事務所 調査・品質確保課

〒938-0042 富山県黒部市天神新173

電話 0765-52-4686 内線351

提出方法： 提出部数は1部とし、持参するものとする。（郵送等又は電送による提出は認めない。）

（3） 技術資料等の審査事項

提出された技術資料等により、次の事項について審査し、別紙、資料－1の技術審査基準を基に選定する。

1）欠格要件

- a 不誠実な行為 (a)指名停止、(b)契約違反、(c)一括下請等、(d)排除要請
- b 経営状況
- c 安全管理
- d 労働福祉
- e 業務成績
- f 平成25年度・26年度の一般競争（指名競争）参加資格（参加資格確認申請書受理者を含む）

2）技術的要件等

- a 地理的条件 (a)事業所の所在地
- b 技術的特性 (a)業務実績、(b)業務成績、(c)優良業務表彰、(d)地域精通度
- c 技術者資格 (a)測量、(b)地質調査、(c)建設コンサルタント
- d 技術者数 (a)技術者名簿
- e その他 (a)事故、不誠実な行為

4. その他

- （1） 提出された技術資料等は返却しない。ただし、資料の撤回は技術資料の提出期限から起算して7日（「休日」は含まない。）以内とする。この場合、これらを理由に以降の指名等について不利益な取扱いはしない。

- （2） 技術資料に関する問い合わせ先

北陸地方整備局 黒部河川事務所 調査・品質確保課

〒938-0042 富山県黒部市天神新173

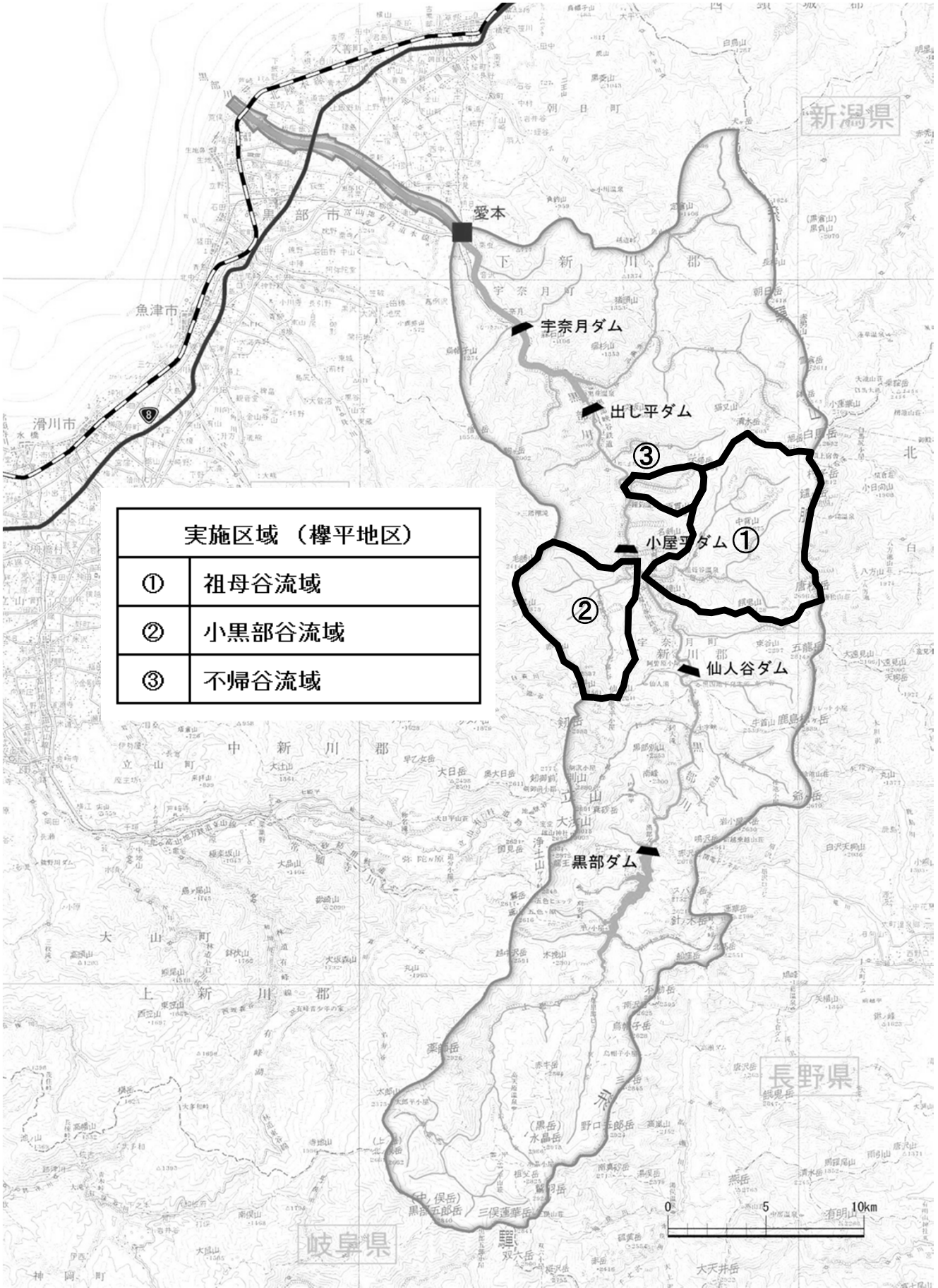
電話 0765-52-4686 内線351

- （3） 技術資料の審査及び指名審査

技術資料等の審査確認日は、黒部河川事務所入札・契約手続運営委員会の開催日とする。

- （4） 本業務に係る協定締結は、平成25年4月1日を予定している。

黒部河川事務所直轄砂防区域（樺平地区）
の災害時等支援業務 実施区域図



技 術 審 査 基 準

評価項目	選定の着目点	3A	2A	A	B	C
① 地理的条件 (出勤所要時間)	事業所の所在地により評価する。			イ) 富山市から 東部 に事業所がある。	ロ) イ)以外の 県内 に事業所がある。	－
② 業務実績	企業の同種(測量又は地質調査)業務の実績(過去14年間)により評価する。		イ) 北陸地方整備局が発注した 測量及び地質調査業務の両方の実績 がある。	ロ) 北陸地方整備局が発注した 測量又は地質調査業務のいずれかの実績 がある。	ハ) 都道府県 が発注した測量又は地質調査業務の実績がある。	ニ) 実績無し
③ 資格保有技術者数	(1) 測量業務に関わる技術者数		イ) 測量士が 2名以上 いる。	ロ) 測量士 を有している。	ハ) 測量士補 を有している。	ニ) 測量士がいない
	(2) 地質調査業務に関わる技術者数		イ) ロ)に該当する技術者が 2名以上 いる。	イ) 技術士又は地質調査士 を有している。	ハ) RCCM又は斜面判定士 を有している。	ニ) 有資格者なし
	(3) 建設コンサルタント業務に関わる技術者数		イ) ロ)に該当する技術者が 2名以上 いる。	イ) 技術士又は1級土木施工管理技士 を有している	ハ) RCCM又は土木学会認定技術者 を有している。	ニ) 有資格者なし
④ 業務成績	企業の北陸地方整備局が発注した過去2年間の全業務の平均点で評価する。 [地整の実績が無い場合は60点]	イ) 平均点数 80点以上	ロ) 平均点数 75点以上80点未満	ハ) 平均点数 70点以上75点未満	ニ) 平均点数 60点以上70点未満 ホ) 地整の実績がない(60点)場合	ハ) 平均点数 60点未満
⑤ 優良表彰	企業の過去4年間に優良業務表彰がある場合に評価する。		イ) 局長表彰 あり	ロ) 事務所長表彰 あり	ハ) 表彰実績なし。	－
⑥ 地域精通度	砂防区域における業務実績(測量又は地質調査)がある場合に評価する。		イ) 黒部河川事務所 発注の 砂防区域 での実績がある。	ロ) イ)以外の北陸整備局管内の 砂防関係事務所 発注の業務実績がある。	ハ) イ),ロ)以外	－
⑦ 技術者名簿登録者数	支援可能な技術者数で評価する。(常駐技術者数)		イ) 常駐技術者 5名以上	ロ) 常駐技術者が 4～2名	ハ) 常駐技術者が 1名	－
⑧ 事故及び不誠実な行為	北陸地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、注意を受けた者が対象 注)審査日は、委員会の開催日とする。		イ) －2A 「 文書注意 」(発せられた日から2ヶ月間)がある場合	ロ) －A 「 口頭注意 」(発せられた日から1ヶ月間)がある場合	－	－

※ 手持ち業務の状況、指名状況は対象としない。

※ ②～④でCが一つでもあれば非指名とする。